

## 佐賀県告示第 638 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 29 年 11 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
一般社団法人佐賀県医師会成人病予防センター	佐賀市新中町 2 番 15 号	平成 29 年 3 月 31 日
長野医院	多久市西多久町大字板屋 7266	平成 29 年 4 月 30 日
さとデンタルファミリークリニック	佐賀市高木瀬東三丁目 13-17	平成 29 年 5 月 1 日
いわなが耳鼻咽喉科クリニック	小城市牛津町柿樋瀬 1062-1	〃